

計算書類に対する注記

(海の子福祉会)

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券等一償却原価法（定額法）によっている。
- ・満期保有目的の債券以外の有価証券
時価のあるもの：期末日の市場価格に基づく時価法によっている。
時価のないもの：総平均法による原価法によっている。

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物、構築物、車両運搬具、器具及び備品並びにソフトウェア一定額法
- ・リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

- ・賞与引当金 — 職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当年度に帰属する額を計上している。

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度によっている。

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の計算書類(会計基準省令第一号第一様式、第二号第一様式、第三号第一様式)
- (2) 当法人では公益事業及び収益事業を実施していないので、事業区分別内訳表(会計基準省令第一号第二様式、第二号第二様式、第三号第二様式)は省略している。
- (3) 当法人では拠点区分が1拠点のため、拠点区分別内訳表(会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)は省略している。
- (4) 拠点区分計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)

- (5) 各拠点区分におけるサービス区分の内容
 海の子福祉会拠点区分（社会福祉事業）
 本部サービス区分
 海の子保育園サービス区分
 海の子学童クラブサービス区分

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	51,143,772	411,782,559	95,592,709	367,333,622
合 計	51,143,772	411,782,559	95,592,709	367,333,622

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
 園舎建替えに伴い、国庫補助金等特別積立金9,084,683円を取り崩した。

8. 担保に供している資産

該当なし

9. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却 累計額	当期末残高
建物（基本財産）	368,382,793	1,049,171	367,333,622
建物（その他の固定資産）	29,808,968	5,402,972	24,405,996
構築物	8,003,320	1,038,573	6,964,747
車輛運搬具	8,110,395	6,323,249	1,787,146
器具及び備品	51,215,460	27,532,752	23,682,708
合 計	465,520,936	41,346,717	424,174,219

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

12. 関連当事者との取引の内容

該当なし

13. 重要な偶発債務

該当なし

14. 重要な後発事象

該当なし

15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

(1) 支払資金たる前払費用と支払資金からのぞかれる前払費用とが混在することになる為、計算書類の明瞭表示の観点から、「1年以内長期前払費用」を追加して表示している。